

令和3年度

第12回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和4年3月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第12回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	23件
議案第6号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第7号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	2件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	33件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	13件
報告第7号	耕作放棄地に係る現況確認書について	3件

<出席委員> (16名)

1番 小川友安

4番 齊藤元治

6番 梶本泉

8番 横山清亮

10番 中村浩道

12番 佐々木貴史

14番 齊藤憲次

16番 市原律子

2番 浅川政明

5番 清宮惠理子

7番 長谷川秀明

9番 長谷部衡平

11番 秋庭重樹

13番 猪野桃夫

15番 石井一也

17番 高橋芳和

<欠席委員> (1名)

3番 深谷耕司

<事務局説明員>

事務局長 表谷拓郎

次長補佐 齋藤聡子

農地保全班長 原田賢一

農地指導班長 長谷川隆之

次長 圓城寺英樹

農地活用班長 中村健一

農地審査班長 高山智裕

開 会 （ 午前10時00分 予定 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第12回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 11番 秋葉 重樹 委員

議席番号 12番 佐々木 貴史 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(佐々木班長)

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります長生郡白子町北高根に本店の所在する法人が、義務者であります四街道市鷹の台に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、新規就農のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、農業未経験ではありますが、近隣農家の方から営農指導を受けながら就農にあたるということです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのこ

とです。

申請地の取得後の作目は、人参を予定しております。

つぎに第2項です。

お手元の資料9ページから16ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります八街市八街に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区中野町に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、家業の農業を手伝っていたことがあり、また、農家の方も一緒に農作業に従事することから、必要に応じて営農指導を受けるとのことです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのこととです。

申請地の取得後の作目は、ニンニク 生姜を予定しております。

議案書2ページをご覧ください。

つぎに第3項です。

本案件は、第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料17ページから23ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都江東区北砂に本店の所在する法人が、義務者であります緑区大木戸町に在住の方外1名の方が所有する緑区大木戸町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、農園等でイチゴの栽培管理の研修などを受けております。

また、経験の足りない部分については、当該法人のコンサルティング契約先の農業経験者から、随時、営農指導を受けていくとのことです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、イチゴを予定しております。

議案書 3 ページをご覧ください。

つぎに第 5 項です。

お手元の資料 24 ページから 30 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります北海道余市郡余市町に本店の所在する法人が、義務者であります東京都昭島市に在住の方が所有する緑区平川町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、じゃがいも、玉ねぎ、大根などを予定しております。

つぎに第 6 項です。

本案件は、第 7 項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料 31 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区都賀の台に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方外 1 名の方が所有する花見川区畑町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギ、白菜、大根を予定しております。

議案書 4 ページをご覧ください。

つぎに第 8 項です。

お手元の資料 3 2 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であります若葉区小倉町に在住の方外 3 名の方々が所有する中央区生実町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

議案書 5 ページをご覧ください。

つぎに第 9 項です。

お手元の資料 3 3 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります若葉区野呂町に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

つぎに第 1 0 項です。

お手元の資料 3 4 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区小倉台に在住の方が、義務者であります緑区高津戸町に在住の方が所有する緑区高津戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、いちじく、ブルーベリー、シークニンなどを予定しております。

議案書 6 ページをご覧ください。

つぎに第 1 1 項です。

お手元の資料 3 5 ページをご参照ください。

	<p>本案件は、権利者であります緑区あすみが丘に在住の方が、義務者であります緑区小山町に在住の方が所有する緑区小山町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>第5項について、余市町と千葉市に農場があるようですが、面積の内訳を教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>全経営面積159,872㎡のうち990㎡が千葉市で、それ以外は余市町です。千葉市における農地については、2年前に取得しており、本件は2回目の取得となります。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>農業経営実施計画書によると、千葉市における農業従事者は、緑区在住の方1人だけのようですが、高齢なので1人で営農できるのでしょうか。</p>

事務局	<p>緑区在住の方は農場長であり、主たる従事者として農業経営実施計画書に記載されています。他3名から4名の従事者がいることを確認しています。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (佐々木班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号ですが、第1項及び第2項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料36ページから40ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付してお</p>

ります。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は住宅と事業所が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

つぎに第2項です。

お手元の資料41ページから44ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立生浜中学校から南東に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅、事業所が混在しております。

被害防除については、フェンス及び緩衝帯を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書の8ページをご覧ください。

つぎに第3項です。

お手元の資料45ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南に約1.7キロメートルに位置する農地です。

	<p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、緩衝地を設置し、土砂の流出を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、第1項及び第2項は許可相当、千葉市の案件である第3項については、千葉市の来年度予算が成立することを条件として許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>横山委員</p>	<p>第3項について、公共施設の駐車場用地とのことですが、具体的にどういった施設なのでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>名称は「大草谷津田いきものの里」で、自然観察のための施設です。当該施設の保全活動を行うボランティアや利用者が使用している駐車場について、沿道の拡幅工事により駐車台数が減ってしまうことから、新たに駐車場を設置するものです。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第1項及び第2項は許可、第3項は千葉市の来年度予算が成立することを条件</p>

<p>議場</p>	<p>として許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については許可及び条件付き許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>資料は46ページから48ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。</p> <p>本件は、千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者が、シバザクラ等の開花時期に来園者が増加するため、近隣の畑1筆の一部、2,912平方メートルに「使用貸借権」を設定し、一時的に来園者の「臨時駐車場」として使用したいというものです。</p> <p>駐車台数は、120台分。</p> <p>被害防除につきましては、雨水・自然浸透とします。</p> <p>使用にあたり、造成工事などは行いません。</p> <p>一時転用期間は、令和4年3月26日から5月17日までとなります。</p> <p>続きまして、第2項です。</p> <p>併せて、資料の49ページから51ページをご覧ください。</p> <p>本件は、権利者である東京都目黒区に所在を置く法人が、「使用貸借権」を設定し申請地の東側にある山林伐採に伴い発生する樹木を搬出するための通路として使用したいというものです。</p> <p>総事業面積は357平方メートルです。</p> <p>申請地は鉄板敷きとします。</p> <p>被害防除については、雨水・排水は自然浸透とし、周辺農地に土</p>

	<p>砂が流出しないよう土堰堤を設置します。</p> <p>一時転用期間は、令和4年4月1日から令和4年6月30日までです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
議場	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>——— 挙手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。</p>
事前審査第1班 (佐々木班長)	<p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> <p>説明いたします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>若葉区桜木5丁目に在住の方が所有している、同区桜木北3丁目の畑1筆、面積3,963平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和4年2月22日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p>

	説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。
	次に、議案第5号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、第5項及び第8項については、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。
	それでは、第5項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	——— 関係委員退室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第5項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>第5項は、緑区椎名崎町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する、同町の田2筆、合計面積2,097平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付け品目は、「水稻」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第5項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p> <p>第8項の審議に移りますので、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
議場	<p style="text-align: center;">—— 関係委員入退室 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第8項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>第8項は、花見川区瑞穂在住の農家の方が、中央区塩田町在住の方が所有する若葉区中田町の畑2筆、合計面積2,128平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「イチゴ」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙 手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第8項については、原案どおり決定いたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 関係委員入室 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項から第4項、第6項、第7項及び第9項から第23項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>

事前審査第1班
(佐々木班長)

議案書の11ページをご覧ください。

第1項から第2項は、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区平川町在住の方2名が所有する同町の畑2筆及び田1筆、合計面積1,522平方メートルを、同町在住の農家の方に、所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻、人参、落花生」です。

議案書の12ページをご覧ください。

第3項から第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同区坂月町在住の方、他1名が所有する、同区更科町の畑6筆、合計面積9,814平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は1年、権利者の作付品目は、「里芋、さつま芋、落花生」です。貸借期間はいずれも1年ですが、耕作状況に問題がなければ、更新する予定とのことです。

議案書の13ページをご覧ください。

第6項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区板倉町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積8,805平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は4年9ヶ月、権利者の作付品目は「キャベツ」です。

議案書の14ページをご覧ください。

第7項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同区更科町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積7,885平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付

品目は「瓜、ブロッコリー」です。

議案書の15ページをご覧ください。

第9項は、若葉区若松町在住の農家の方が、同区富田町在住の方が所有する同町の畑3筆、合計面積5,000平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「落花生」です。

第10項は、花見川区長作町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同区幕張町の畑1筆、面積2,201平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「長ねぎ」です。

議案書の16ページをご覧ください。

第11項は、八街市山田台在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積3,341平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ショウガ、里芋」です。

第12項から17ページの第14項は、権利者が同一のため一括して説明します。併せて、資料の52ページから60ページをご覧ください。就農計画書を添付しております。

若葉区加曾利町在住の新規就農希望者が、同町在住の方、他2名が所有する同町の畑6筆、合計面積5,283平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「イチゴ、食用ホオズキ」です。

権利者は、昨年1月から、市の新規就農希望者研修を受けており、就農にあたり、昨年12月に農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところで

す。

販路としては、しょいか〜ごや直売を予定しております。

第15項から22ページの第23項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、一括方式です。

議案書の18ページをご覧ください。併せて、資料の61ページから72ページをご覧ください。青年等就農計画を添付しております。

第15項は、若葉区みつわ台在住の新規就農希望者が、同区上泉町在住の方が所有する同町の畑6筆、合計面積5,114平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「人参、カボチャ、スイカ」です。

権利者は、昨年1月から、市の新規就農希望者研修を受けており、就農にあたり、昨年12月に農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところで

す。

販路としては、市場出荷や、しょいか〜ごをはじめとする直売所へ販売する計画となっております。

第16項から19ページの第17項は、権利者が同一のため一括して説明します。併せて、資料の73ページから84ページをご覧ください。青年等就農計画を添付しております。

若葉区大宮町在住の新規就農希望者が、柏市柏在住の方、他1名が所有する若葉区富田町の畑2筆、合計面積5,840平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「落花生、人参、ナス等」です。

権利者は、令和元年6月から、就労先である緑区東山科町の農園において、野菜栽培技術等を習得してきました。

就農にあたり、昨年12月に農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところです。

販路としては、千葉みらい農業協同組合への出荷や直売所での販売を予定しております。

第18項は、若葉区中田町在住の農家の方が、美浜区幸町在住の方が所有する若葉区中田町の畑2筆、合計面積5,247平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参、落花生、里芋」です。

議案書の20ページをご覧ください。

第19項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積842平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ネギ、人参、ほうれん草」です。

第20項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,264平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参」です。

議案書の21ページをご覧ください。

第21項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積892平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「人参、レタス、キャベツ」です。

第22項から22ページの第23項は、権利者が同一のため一

括して説明します。

緑区大椎町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町の田4筆、合計面積10,842平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年または5年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第1項から第23項までの合計面積は、79,117平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

清宮委員

第6項について、経営面積は1,592㎡のみなのでしょうか。

事務局

権利者は、個人としての経営は1,592㎡の畑のみですが、代表を務める農業法人として、広く水稻を作付けしております。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項から第4項、第6項、第7項及び第9項から第23項についても、原案どおり決定といたします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>次に、議案第6号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします</p> <p>事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p> <p>議案書の23ページをお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものであり、農地中間管理事業の分割方式の案件です。</p> <p>農地中間管理事業による農地の貸借を成立させるには、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸借の手続きをする必要がありますが、本案件は、以前に機構が中間管理権を取得し、県の認可を受けて担い手へ貸し付けていた農地について、その中途解約に伴い、機構が新たな借り手に貸し付けるものです。</p> <p>意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。</p> <p>第1項は、緑区大椎町の田1筆、面積1,532平方メートルを、同町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和8年9月30日までの約4年6カ月、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に規定する要件を満たし</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ているものと判断いたします。 説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙 手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。 千葉東税務署管内の相続税の納税猶予を受けて、20年経過予定案件です。</p> <p>第1項です。</p> <p>若葉区御殿町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区御殿町の畑4筆、合計面積10,308平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、令和4年2月25日の現地調査により、牧野推進委員に確認していただきました。</p> <p>次に第2項です。</p>

	<p>若葉区原町に在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区原町の田4筆、合計面積3,920平方メートル及び同区同町の畑8筆、合計2,218平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、令和4年2月25日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。</p> <p>報告案件についてご説明いたします。 議案書の25ページをご覧ください。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、5件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の26ページをご覧ください。 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出につ</p>

いては、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の27ページまでに14件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の28ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、土地所有者以外の者が、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の32ページまでに33件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、4件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答については、13件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第6号 耕作放棄地に係る現況確認書については、3件ございました。申請地の現況について、農地法上の農地に該当しないことについて証明願があったものです。農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、確認書を交付済みです。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

齊藤委員

報告第4号の第3項について、関係土地の地目が田と記載されていますが、畑の誤りではないでしょうか。

事務局	正しくは畑であり、訂正いたします。
清宮委員	報告第2号の第5項について、届出人が外国人のようですが、外国人でも農地を取得できるのでしょうか。
事務局	外国人であっても取得は可能です。
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第12回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前10時52分)</p>